

技能実習生に係る実習実施機関に対する監督指導結果
(平成26年1月～12月)

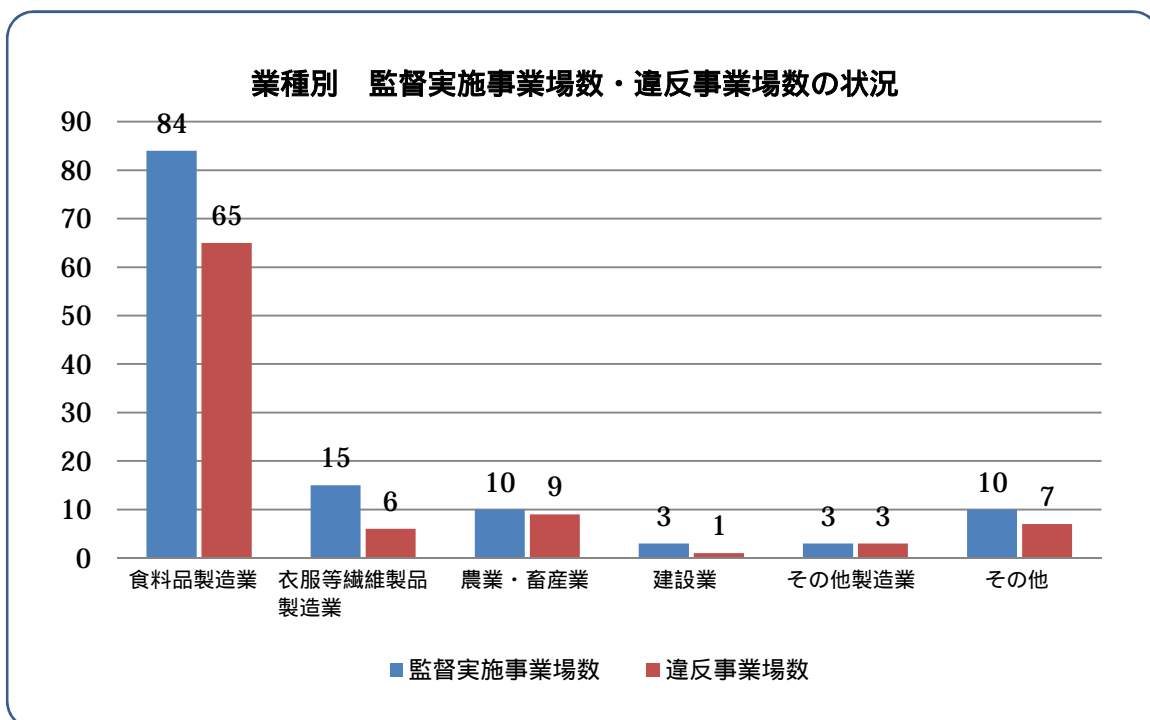
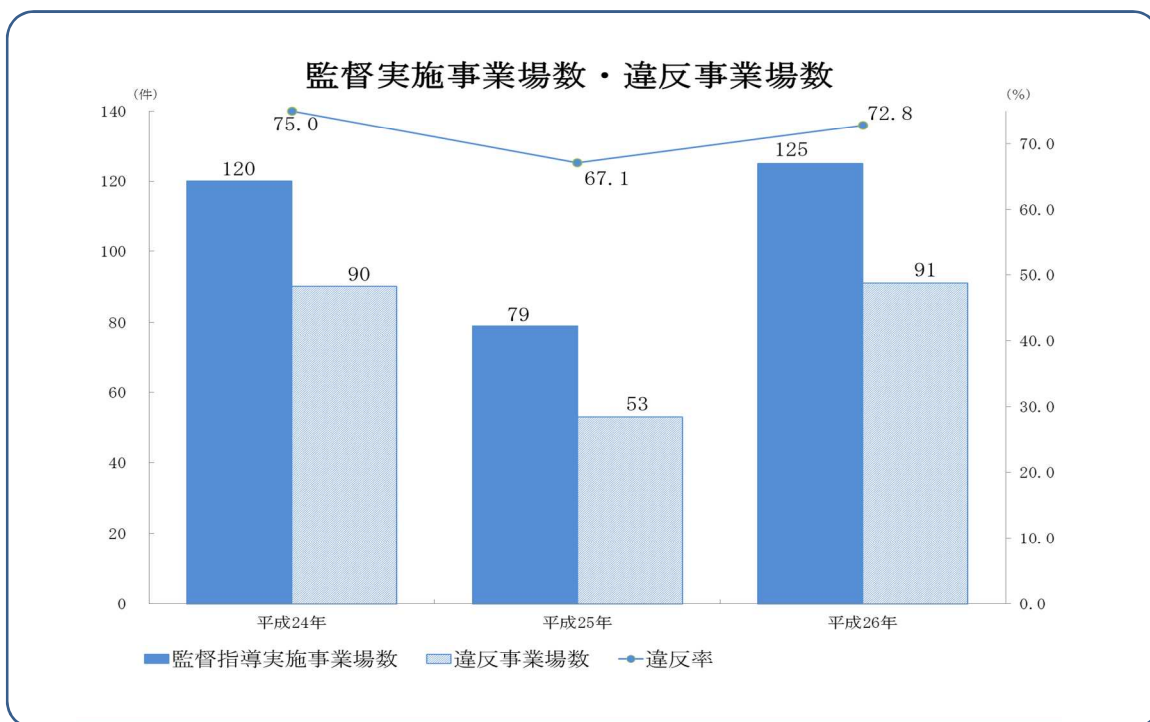
	全国	北海道
監督指導実施事業場数	3,918件	125件
違反事業場数	2,977件	91件
(違反率)	(76.0%)	(72.8%)

主な違反内容	違反事業場数			
	全国		北海道	
労働条件の明示 (労働基準法 第15条)	469	(12.0%)	8	(6.4%)
賃金の支払 (労働基準法 第24条)	487	(12.4%)	18	(14.4%)
労働時間 (労働基準法 第32条)	1,010	(25.8%)	35	(28.0%)
割増賃金の支払 (労働基準法 第37条)	698	(17.8%)	24	(19.2%)
就業規則 (労働基準法 第89条)	325	(8.3%)	13	(10.4%)
賃金台帳 (労働基準法 第108条)	237	(6.0%)	11	(8.8%)
寄宿舎の安全基準 (労働基準法 第96条)	103	(2.6%)	2	(1.6%)
安全基準 (労働安全衛生法第20～25条)	919	(23.5%)	38	(30.4%)
衛生基準 (労働安全衛生法第20～25条)	451	(11.5%)	5	(4.0%)
健康診断 (労働安全衛生法第66条)	400	(10.2%)	5	(4.0%)

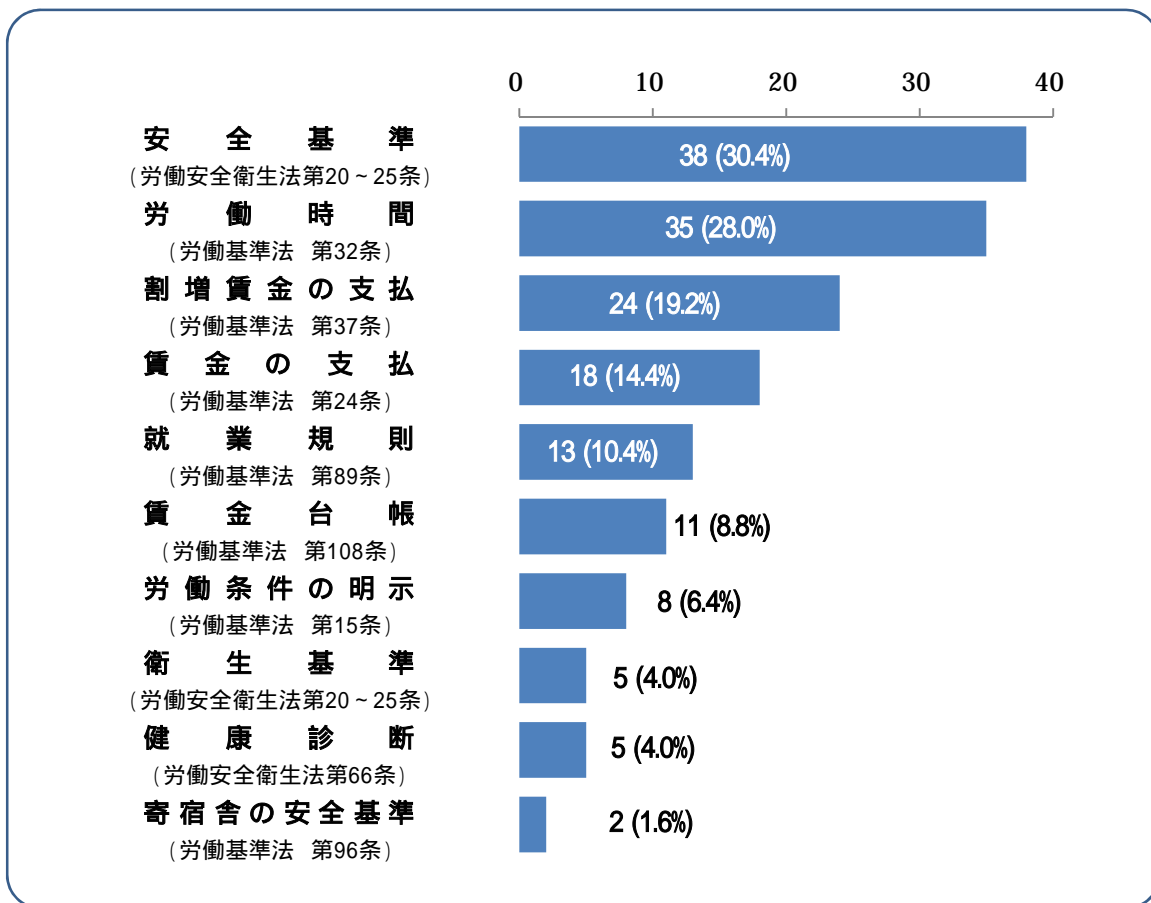
1 監督指導状況

(1) 道内の労働基準監督署において、実習実施機関に対して125件の監督指導を実施し、その72.8%に当たる91件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反内容は、 安全措置が講じられていない機械を使用させていたなどの安全基準関係 (30.4%) 違法な時間外労働など労働時間関係 (28.0%) 賃金不払残業など割増賃金の支払関係 (19.2%) の順に多かった。



是正・改善指導の対象となった主な内容

- 【事例1】 技能実習生から「割増賃金の単価が450円である」との情報を端緒に監督を実施し、違法な時間外・休日労働及び適正な割増賃金支払を指導したもの。
- 【事例2】 労働災害の発生を契機に監督指導を実施し、機械のそうじ等の場合の運転停止等について指導したもの。
- 【事例3】 J I T C O (国際研修協力機構) に技能実習生から寄せられた割増賃金不払の情報を端緒に監督指導を実施し、適正な割増賃金支払を指導したもの。

2 労働基準監督機関と出入国管理機関との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、実習実施機関について、労働基準監督機関と出入国管理機関が相互に必要な情報を提供している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報(1)した件数は全国は563件、北海道では8件、出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報(2)された件数は全国は172件、北海道では3件である。
 - 1 労働基準監督機関から出入国管理機関へ通報する事案
労働基準監督機関が行う監督指導の結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
 - 2 出入国管理機関から労働基準監督機関へ通報する事案
出入国管理機関が行う実態調査等により、技能実習生受入機関において労働基準関係法令違反の疑いが認められた事案
- (3) 労働基準監督機関が、出入国管理機関から情報提供を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。

